平成２２年（フ）第３２７号
名古屋市中区千代田４丁目14番３号ダイアパレス大池303号
債務者　妹尾　令子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２号
山口市大内御堀777番地28
債務者　齊藤　光男
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
山口県防府市お茶屋町６―16、住民票上の住所山口県防府市大字田島1434番地の42　市住44棟769号
債務者　田村　佳澄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
山口市宮野下822番地２　恋路県営住宅Ｅ棟303号
債務者　山田香代子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
山口市三の宮１丁目１番36号　サン・シュライン103号
債務者　福泉　佳代
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
高知県須崎市原町１丁目４番12号
債務者　西本　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６号
高知県室戸市室戸岬町5796番地１
債務者　小原　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
大分市王子西町３番28号橋本ビル202
債務者　榎本　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第８８号
大分市大字国分702番地の４
債務者　福田　雅夫
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目13番50号
債務者　中山美智子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第４号
北海道小樽市花園３丁目２番13号、前住所北海道小樽市富岡２丁目15番５号
債務者　高澤　定夫
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道小樽市張碓町489番地
債務者　北田　克彦
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２５号
北海道小樽市山田町４番402号　エステート水天宮、前住所北海道小樽市新光４丁目22番３号
債務者　齋藤　幸二
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２７号
北海道小樽市桜４丁目５番28号
債務者　小坂美加子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目15番７号
債務者　成田　　功
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２９号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７番１―1203号
債務者　曽根　和恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
福島県相馬市尾浜字二合田174―１、住民票上の住所宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前76番地42
債務者　目黒　藤子
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係